



2026年6月18日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社
代表取締役社長 柳瀬 重人
(コード番号：3856 東証スタンダード)
問い合わせ先：人事総務本部 IR・広報部副部長 内田 晋
電 話：03-6810-3028 (代表)

当社子会社の米国向け太陽光製品の輸出に関する一部貨物の取扱いについて

当社は、連結子会社TOYO Co., Ltd. (以下、「TOYO」という。)傘下のTOYO SOLAR MANUFACTURING ONE MEMBER PLC (以下、「TOYO PLC」という。)が製造し、米国向けに輸出した太陽光製品の一部につき、米国税関・国境警備局 (U.S. Customs and Border Protection、以下「CBP」という。)より、米国への輸入にあたって審査中であるため、当該貨物が差し止められている旨の通知を受領しました。本件に関し、TOYOの子会社であるTOYO AMERICA LLC (2026年5月27日)及びTOYO ENERGY LLC (2026年5月28日)は、CBPから貨物の拘留通知書を受領し、当社は本年6月3日に受領をいたしましたので下記のとおりお知らせします。

当社は現時点で本件が連結業績に与える影響は軽微であることを想定していることから、これまで開示は控えておりましたが、TOYOが2026年6月17日(米国時間)にSEC(米証券取引委員会)に本件に関する内容を開示したことも踏まえて、ステークホルダーの皆様にお知らせすることといたしました。

なお、当該貨物は米国内での販売先が異なることから、それぞれ輸入者がTOYO AMERICA LLC及びTOYO ENERGY LLCとなります。本件は、2026年4月17日開示の「米国向け太陽光パネルの輸出に関する一部貨物の取扱いについて」とは別案件です。

記

1. 本件の内容

当該通知によれば、上述のとおり、TOYO PLC から米国向けに輸出した太陽光製品の一部(当該貨物)は、CBPが、ウイグル強制労働防止法(Uyghur Forced Labor Prevention Act*注1、以下「UFLPA」という。)の審査のため、CBPにより差し止められています。このため、当社は、CBPの執行に特化した外部弁護士を起用し、CBPに全面的に協力して、要求された情報を迅速に提供するよう努めています。現時点では、これらの差し止めは当社の事業運営に重大な支障をきたしておらず、今後も支障をきたす可能性は低いと考えています。また、当社は法令遵守を証明するために、完全かつ透明性のある情報を提供できると確信していますが、CBPが当社の回答に満足し、差し止められた出荷を解放するかどうか、またいつ解放するか、さらに追加の出荷が審査または差し止めの対象となるかどうかは保証できません。

滞留品について、今後 CBP の審査を合格した際は、太陽光製品の米国内での販売が可能となりますが、それが実現しない場合は、米国以外のエリアへの転売を進める等の検討が必要となります。

なお、当社及びTOYOグループにおきましては、ウイグル地域に由来する原材料を使用しておらず、当該貨物についても、当社グループの調達方針及び品質管理体制に基づき製造されたものであると認識しております。

2. 当社及びTOYOグループの対応について

当社及びTOYOグループといたしましては、CBPの審査に対応するため、米国の弁護士を含む外部専門家と連携し、本件への対応をしております。本件に関連して発生する可能性のある損害額につきましては、現時点においては軽微であることを想定しておりますが、今後の経過を注視する必要があることから、合理的に算定することが困難な状況にあります。

3. 連結業績への影響について

本件の発生は、2026年5月以降であることから、当社の2026年3月期連結業績に与える影響はないことを想定しています。本件は今後の動向次第では、2027年3月期の業績に影響を与える可能性があります。開示が必要な状況になりましたら速やかにお知らせいたします。

注1：米国のウイグル強制労働防止法（UFLPA）とは、中国新疆ウイグル自治区で強制労働により生産されたと推定される製品の米国への輸入を原則禁止する法律です。輸入者側に、強制労働と無関係であることの立証責任が課されています。

【ご参考：TOYOが2026年6月17日にSEC（米証券取引委員会）に開示した本件に関する内容の和訳は下記となります。】

最近、CBPがUFLPAに基づく監視と執行を強化していることを確認しており、当社の太陽電池及びモジュールの一部出荷がUFLPA関連の審査のためCBPによって差し止められています。当社は、CBPの執行に特化した外部弁護士を起用し、CBPに全面的に協力して、要求された情報を迅速に提供するよう努めています。現時点では、これらの差し止めは当社の事業運営に重大な支障をきたしておらず、今後も支障をきたす可能性は低いと考えています。また、当社は法令遵守を証明するために、完全かつ透明性のある情報を提供できると確信していますが、CBPが当社の回答に満足し、差し止められた出荷を解放するかどうか、またいつ解放するか、さらに追加の出荷が審査または差し止めの対象となるかどうかは保証できません。

以 上